

男女共同参画社会の実現に向けて



男女共同参画社会基本法が制定されて、10年あまり経過しました。

富士見市においても、平成5年に「富士見市女性行動計画」、平成12年に「男女共同参画ふじみ2000年プラン」を策定し、あらゆる分野において、男女が対等なパートナーとして参画し、ともに責任を担う社会の実現に向けて、市民と行政とが一体となって男女共同参画の施策を推進してまいりました。また、男女共同参画社会実現の基礎として、平成20年7月に「富士見市男女共同参画推進条例」を施行しました。

このたび、「男女共同参画ふじみ2000年プラン」の計画期間が満了し、少子高齢化をはじめとする社会情勢の変化や新たな課題に的確に対応するため、「富士見市男女共同参画プラン（第3次）」を策定いたしました。

この計画は、併せて「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」として位置づけております。二つの計画とも男女共同参画推進条例の基本理念に基き、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画となるものです。

今後ともこの計画に基づき、市民と行政との協働により「男女共同参画社会の実現」に向けて取り組んで参りたいと考えておりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、富士見市男女共同参画社会確立協議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成22年10月

富士見市長 星野信吾